

吉川市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について

1 ニーズ調査の概要

子ども子育て支援法第61条の規定により、市町村は基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。第1期計画が平成31年度に終了するため、第2期（平成32年度～平成36年度）の事業計画を平成31年度に策定する予定である。策定にあたり、その基礎となるニーズ調査を平成30年度に実施する。

(1) 目的

子ども・子育て支援法に基づき定める「吉川市子ども・子育て支援事業計画」においては、確保を図るべき教育・保育及び子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を位置づけることになる。なお「量の見込み」は、現在の利用状況、今後の利用希望等を踏まえて設定するため、当該ニーズ調査を実施する。

(2) 内容

人口推移と将来人口予測、子育て家庭の生活実態や意識、教育・保育サービス利用形態の現状の把握。

(3) 対象

	対象者	人数	抽出方法
1	就学前児童（0歳から就学前まで）の保護者	1,500人	10/1 現在の住民基本台帳から無作為抽出
2	小学生児童（1年生から4年生まで）の保護者	1,500人	

(4) 実施時期

◆調査票発送日 : 11月30日（金） ◆回収期限 : 12月17日（月） ◆回収状況 : 715通（12月12日現在）

◆お礼状兼督促状 : 12月13日（木）発送

(5) 調査票について

別紙のとおり

(6) 質問項目

未就学児の保護者用 32問

小学生の保護者用 20問

(7) 平成25年度との変更点について

【未就学児用】

質問番号	質問要旨	変更・追加理由
問1	お住いの地域を3区域から4区域に変更。	平成32年4月に吉川中学校が開校するため、3区域から4区域に変更している。なお、第二期計画の区域設定については現在のところ未定。
問2-1	一番下の子どもの年齢を確認。	問12で「一番下の子が〇歳になったころに就労したい」との選択肢があり、その時期を把握するため。
問14-2	幼稚園・幼稚園の預かり保育とその他の事業を利用したい方が、特に幼稚園の利用を希望しているか。	幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として追加。
問15	平成31年10月以降、3歳から5歳までの子どもを対象に、幼稚園や保育所などの利用料が無償化される予定であるが、実施された場合は、どちらの施設を利用したいか。	無償化になった場合の利用意向を把握するため。
問28-2	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 年度初めの入所に合わせたタイミングだったか、それ以外か。	(国の通知より) 0歳児保育の量の見込みを把握するため下記について確認しなければならない。
問28-3	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 <u>実際の職場復帰時期と希望の職場復帰時期</u>	・現在の育児休業の取得状況 ・「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動。
問28-4	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 希望の時期に復帰しなかった理由。	・1年超の育児休業取得の希望。 ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること。
問28-5	現在、育児休業中であると回答した方について、 1歳を迎えるときに必ず利用できる事業があった場合、 1歳を迎えるまで育児休業を取得したいか。もしくは1歳を迎える前に復帰したいか。	

【小学生用】

質問番号	質問要旨	変更・追加理由
問 1	居住地の地域を 3 区域から 4 区域に変更。	平成 3 2 年 4 月に吉川中学校が開校するため、3 区域から 4 区域に変更している。なお、第二期計画の区域設定については現在のところ未定。
問 2-1	一番下の子どもの年齢を確認。	問 1 2 で「一番下の子が〇歳になったところに就労したい」との選択肢があり、その時期を把握するため。
問 1 6-2	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 年度初めの入所に合わせたタイミングだったか、それ以外か。	(国の通知より) 0 歳児保育の量の見込みを把握するため下記について確認しなければならない。
問 1 6-3	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 <u>実際の</u> 職場復帰時期と <u>希望の</u> 職場復帰時期	・現在の育児休業の取得状況 ・「1 歳から必ず利用できる事業があれば、1 歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動。
問 1 6-4	育児休業取得後、職場に復帰した方の復帰のタイミングについて。 希望の時期に復帰しなかった理由。	・1 年超の育児休業取得の希望。 ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること。

2 「量の見込み」の算出方法

「量の見込み」の算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出。

